

伊丹市 登録地域クラブ活動研修会(第2回)

令和8年2月7日

登録地域クラブ活動研修会(第2回)資料

教育委員会事務局 未来教育プロジェクト 部活動地域展開チーム

1

中学校部活動の地域展開 本日はお話しすること

1. 現在の状況について
2. 学校見学会について
3. 入会等の会員募集スケジュール
4. 学校施設使用について
5. 今後のスケジュール

2

中学校部活動の地域展開 前回のおさらい

伊丹市の登録地域クラブのルール

伊丹市のガイドライン

伊丹市の全ての地域クラブが守るべき基本的なルール

標準マニュアル

伊丹市のガイドラインにもとづき最低限守らなければならない事項および必要な手続きについて記載

→ わからないことがあれば、まずこの「標準マニュアル」を読んでください

学校使用マニュアル

学校ごとのルールを記載したマニュアル

→ 学校の使用方法については、こちらの「学校使用マニュアル」に書いてあります。

- 地域クラブは運営者だけでなく、指導者、参加者に遵守させる必要があります
- 違反時には是正の指導、改善が認められない場合には登録取消を行うことがあります。

3

中学校部活動の地域展開 学校見学会について

学校施設の確認

(趣旨)

- 地域クラブが活動を行うにあたって、学校施設の状況や使用に係る留意点等を事前に把握する趣旨で実施します。

(日程調整)

- 初回の学校訪問は、中間支援団体・市教委の調整のもとで実施します。地域クラブが学校へ直接日程調整等を行うことは原則ありません。

(内容)

- 地域クラブの活動エリアや施設の位置、出入口、使用可能エリア、備品の概要、トイレや更衣場所、駐輪スペース、注意事項等の現地確認を中心とします。

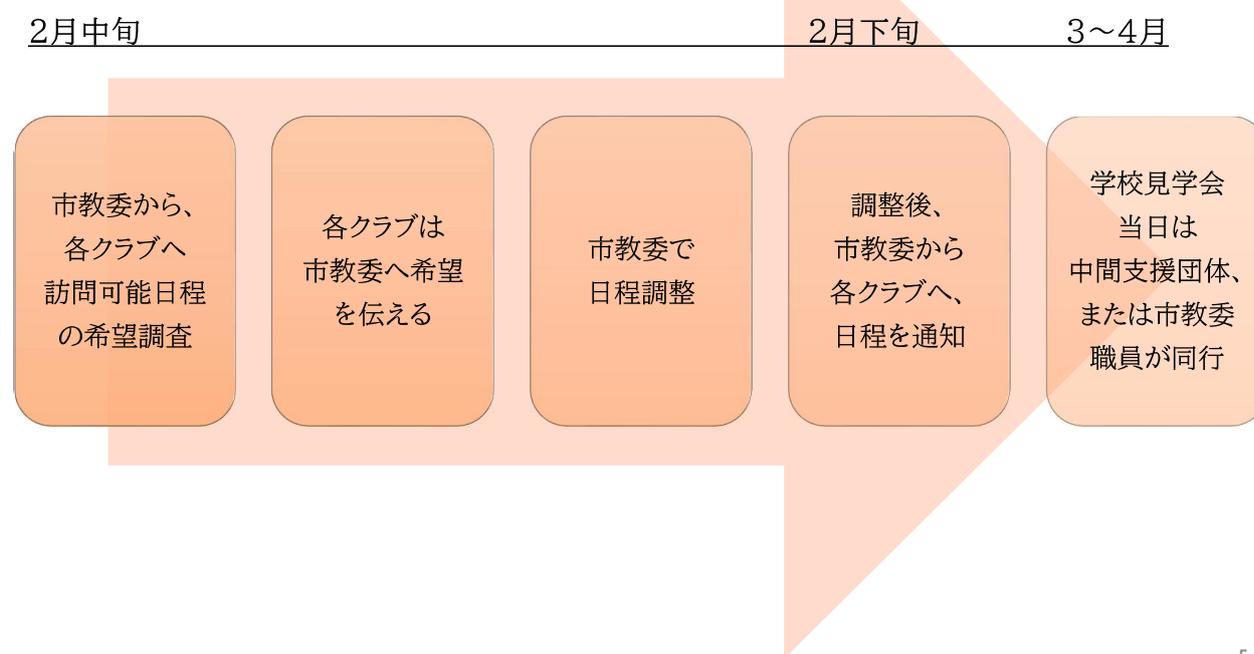
(時期、日程)

- 各学校において対応できる時間帯が異なります。
- 3月から4月の平日に実施します。

4

中学校部活動の地域展開 学校見学会について

訪問日決定まで



5

中学校部活動の地域展開 学校見学会・体験会・その他広報活動の位置づけ

学校見学会と体験会の違い

学校見学会

- 地域クラブ向けに開催
- 市教委が指定した日程を選んで参加
- 学校施設・備品の状況、動線、トイレや倉庫の状況確認等

体験会

- 地域クラブが中学校において生徒・保護者向けに活動の内容を紹介するために開催
- 市教委が指定した日程

その他地域クラブの広報活動

- 各クラブで実施する公式サイトやSNSによる広報についての制限はありません。
- 活動方針や会費の額など、公表しなければならない項目については必ず公表をお願いします。
- 学校へチラシ配布を依頼するなど、学校を通じた広報活動についてはご遠慮ください。
- 生徒・保護者に対する地域クラブの紹介は「地域クラブポータル」で実施していることを学校・市教委双方からお伝えしていきます。

6

中学校部活動の地域展開

入会等募集スケジュール

必要な手続きの概要

- 地域クラブの入会手続きは4月1日より開始することができます。
- 市教育委員会において、入会届の参考様式を作成し、特設サイトに掲載します。
- 学校は、4月以降、新1・2年生に対して改めて地域クラブの活動紹介の時間を設けるとともに、各地域クラブにおいて入会手続きがはじまることについて生徒・保護者へ周知します。



- 地域クラブは、入会の手続きを定めた上で、会員を募集し入会を希望する生徒を受付してください。
- 紙様式に限らず、オンライン申請などの独自様式を使用することもできますが、以下、留意して下さい。
 - 名簿の提出が必要です。作成に必要な情報を必ず収集するようにしてください。
 - 市教委・学校と地域クラブで生徒の情報を共有することについて保護者の同意を得てください。

7

中学校部活動の地域展開

会員名簿のサンプル

入会届に記載する項目の確認

伊丹市登録地域クラブ 会員名簿															
作成時点 <input type="text" value="年 月 日"/>															
地域クラブID	1048			地域クラブ名	伊丹卓球クラブ			名簿作成者	田代 智一			名簿作成者アドレス	reouai@dia.ne.jp		
No.	会員(生徒)氏名		4月1日の年齢	住所	所属校		生年月日		性別	保護者		保護者			
	フルネーム	フリガナ			区分(選択式)	伊丹市立中学校の場合	西暦	年		月	日	保護者名(フルネーム)	保護者緊急連絡先電話番号	保護者メールアドレス	
1	藤田 守	フジタ マモル	14	伊丹市南鈴原9丁目28-1	伊丹市立中学生	南中学校	伊丹市立中学校以外の場合	2021	10	18	男	藤田 壮一	090-1309-1843	fuhtasou@finsa.co.jp	
2	藤田 次	フジタ コウ	10	伊丹市南鈴原9丁目28-1	小学生	南中学校	伊丹市立鈴原小学校	2025	5	3		藤田 壮一	090-1309-1843	fuhtasou@finsa.co.jp	
3	南陽 謙	ミナミハタ ジョウ	12	伊丹市北伊丹9丁目11	伊丹市立中学生	東中学校		2024	3	27	他	南陽 洋子	080-2948-0001	kouyouchou@ceha.ne.jp	
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															

会員(生徒)氏名

住所

生年月日

フルネームフリガナ

保護者名

保護者メールアドレス

4月1日の年齢

所属校

性別

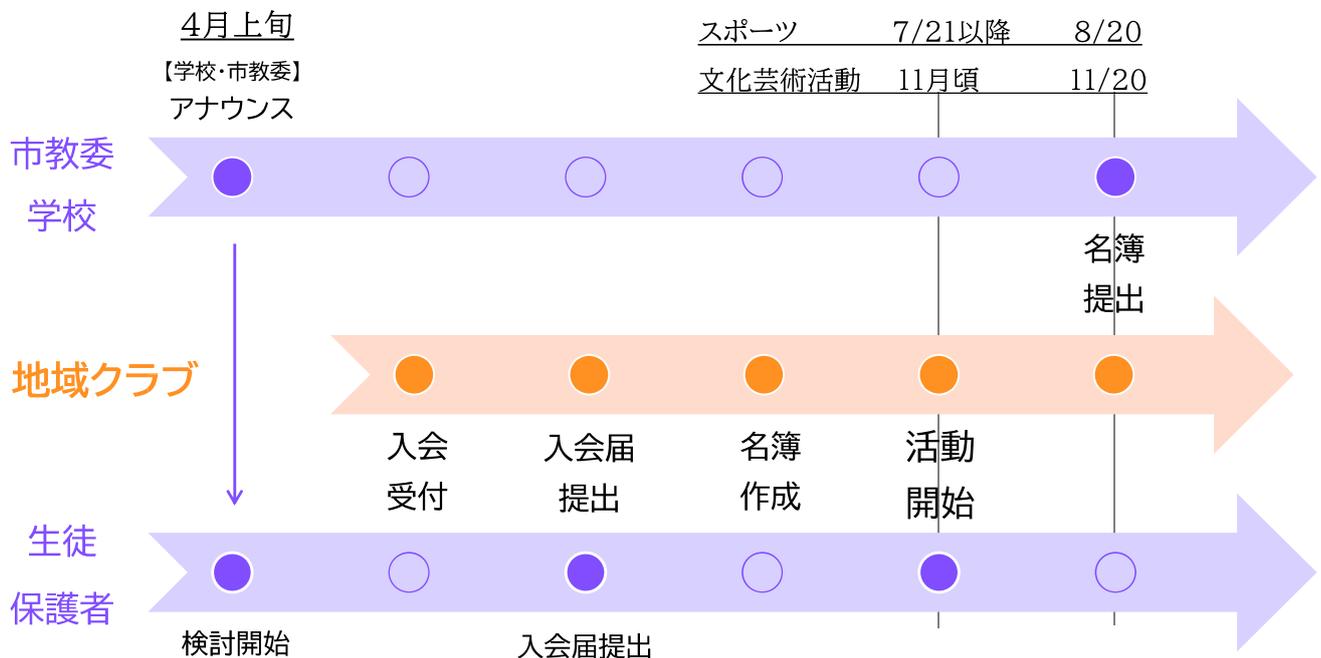
保護者緊急連絡先電話番号

8

中学校部活動の地域展開

入会等募集スケジュール

学校・家庭・地域クラブのそれぞれの動き



9

中学校部活動の地域展開

施設利用調整の進め方

施設利用調整会議

各中学校で施設利用調整会議を開催します。割り当てられた場所以外の学校施設を使用する場合は、会議に参加し、団体間で活動場所の融通について話し合いすることが原則となります。

会議の開催

会議の前に学校から提出された日程表を配布します。学校行事等で学校が施設を利用する場合、当該施設を地域クラブが使用することはできません。日程表で学校施設が使用可能な日を確認いただき、地域クラブ間の利用調整を行います。調整は原則として、学期ごとに行います。

通年度・1学期分	使用前年度の2月
2学期分	6月(令和8年度は6月20日(日) 研修会後に開催)
3学期分	11月

なお、最初の会議では令和8年度2学期分の調整を合同で6月に行います。3学期分については各学校ごとの開催を予定しています。

10

中学校部活動の地域展開 日程表のイメージ

学校施設が使用できない日程を通知

地域クラブ活動で学校施設が使用できない日程

※ やむを得ない理由により学校行事等で使用できない日程が追加されることがあります。

学校名	東	中学校
年度	2026	年度
学期	2・3	学期分
作成日	2026/1/23	

各校共通日程	学校施設	日程
学校開庁日（夏季）	全ての学校施設	8/11～8/15
学校開庁日（冬季）	全ての学校施設	12/29～1/3
年度末	全ての学校施設	3/31

各校の日程

行事名等	学校施設 1	日程 1	学校施設 2	日程 2	学校施設 3	日程 3
1 夏季研修会	①校舎棟（多目的室）	8/20				
2 夏季研修会	①校舎棟（多目的室）	8/24				
3 学習発表会	②体育館	9/17～9/18	①校舎棟（多目的室）	9/16～9/18	⑤校舎棟（音楽室）	9/16～9/18
4 体育大会	①運動場	10/20～10/21				
5 研究発表会	①校舎棟（多目的室）	11/17～11/18	②体育館	11/17～11/18	③武道場	11/17～11/18
6 卒業証書授与式	②体育館	3/8～3/16				
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
その他	7月～9月までの間、照明設置工事のためグラウンドが使用できない日があります。					
特記事項	10月下旬から2月までグラウンド・テニスコート改修工事のため使用不可。					

11

中学校部活動の地域展開 学校行事等との調整

学期単位での調整後に更なる調整が必要となった場合



学校施設が使用できない日の通知の流れ

- ・ **年単位・学期単位・月単位** で使用予定を中間支援団体を通じて地域クラブへお知らせします。
- ・ 利用調整は学期単位が原則ですが、緊急で実施が必要となる学校行事や施設の修繕等のやむを得ない理由により、学校施設が使用できなくなることがあります。月単位の日程変更については前月の20日までに学校から中間支援団体へ通知し、速やかに地域クラブに展開します。
- ・ 学校施設が使用できなくなることにより活動が中止等になった場合、市教委及び学校は地域クラブに生じた損害に対して補償しませんのでご留意ください。

12

中学校部活動の地域展開

使用前・使用後の点検等

主な遵守事項および必要な手続き

地域クラブは使用前後に点検を行い、破損等で安全性が確保できないときは使用を中止してください。

破損したとき

破損等の原因が地域クラブの関係者によるものである場合は、すみやかに学校長、中間支援団体に報告してください。その後、原状回復および損害の賠償となります。また、原状回復等の実施後、学校施設損害・滅失報告書を市教委に提出してください。



13

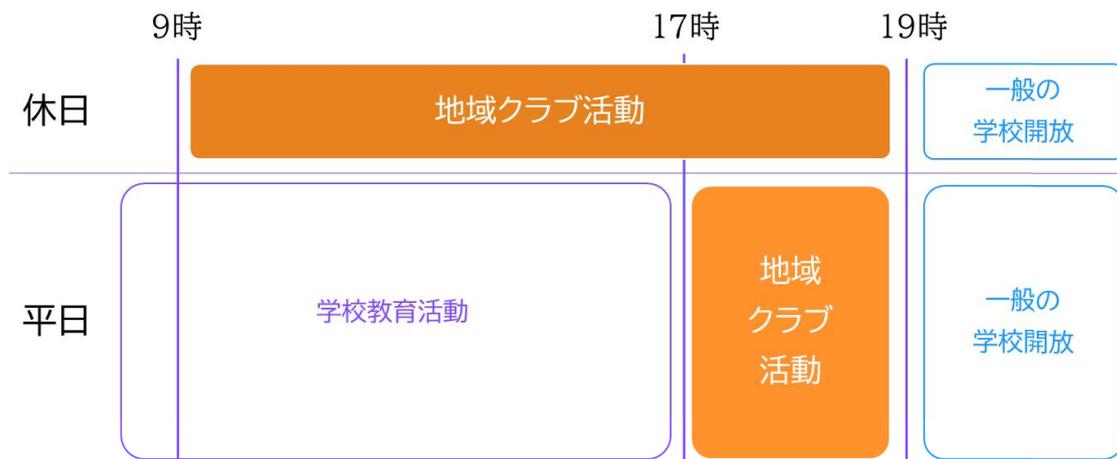
中学校部活動の地域展開

活動時間帯

地域クラブ活動時間帯

平日は17時から19時、休日は9時から19時を地域クラブ活動時間帯としています。地域クラブ活動時間帯の終了時刻は活動の終了時刻ではなく、活動場所から完全退出時刻です。

学校施設では地域クラブ以外にも様々な団体が活動しています。時間は厳守して下さい。



14

中学校部活動の地域展開 活動エリアと動線

活動エリア

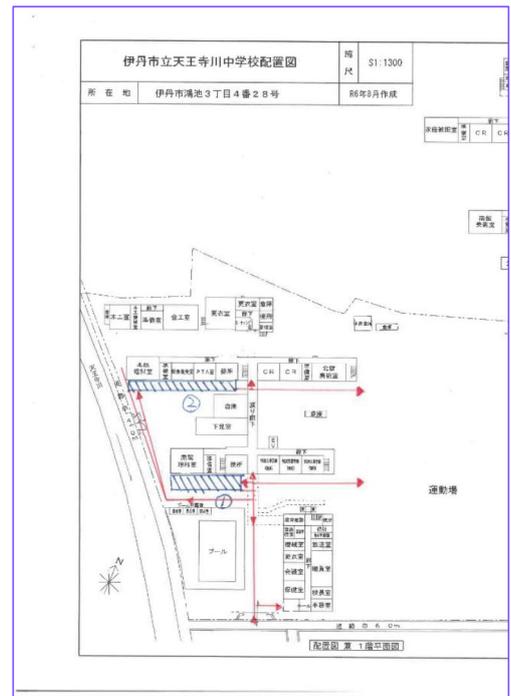
指定された学校施設は以外は使用できません。また、地域クラブ活動以外の用途に使用できません。

自転車駐輪スペース

自転車は予め決められた場所に駐輪して下さい。場所はマニュアルに図示(青色ハッチ掛け)。

参加者の動線

中学校内への入構は原則、16時45分以降となります。生徒等参加者は予め決められた動線(赤色矢印)で移動して下さい。指導者は決められた場所以外に入らないよう指導をお願いします。



天王寺川中学校の動線の例

※ 他の学校は学校使用マニュアルで確認

15

中学校部活動の地域展開 駐車について

駐車車両の取扱

- 自家用車等、車両の乗り入れは荷物の運搬等やむを得ず乗り入れる場合等、必要最小限としてください。
- 乗り入れた車両については次の3点を明示した表札をダッシュボード等わかりやすい位置に置いてください。
 - ①地域クラブ名、②活動場所、③車の所有者
- 原則として地域クラブの指導者の車両1台、活動上やむを得ず必要な場合にのみ2台を上限とします(ただし、学校が1台のみとしている場合はそれに従う(学校使用マニュアルを参照してください))。
- 物品の搬出等、これらの上限を一時的に上回る台数が必要となる場合、地域クラブは安全対策案等を策定の上、学校と協議をお願いします。この場合も駐車車両には地域クラブ名や責任者等を明示して下さい。
- 保護者等の乗り入れについては原則として禁止します。
- 以上、ルールが徹底されない場合、当該地域クラブの車両の乗り入れの一切を禁止することがあります。

16

中学校部活動の地域展開

飲食、禁煙、清掃

飲食

- 学校敷地内での飲食は原則禁止です。昼食や参加者の健康管理上必要な範囲としてください。

禁煙

- **学校敷地内および学校施設周辺は全面禁煙**です。兵庫県条例では敷地内だけでなく周辺での喫煙が禁止されています。違反した場合は過料(最大2万円)が課される可能性があります。
- **禁煙については指導者はもちろんのこと、保護者やスタッフに対しても徹底**して下さい。

清掃等

- 使用した場所は清掃してください。
- 特に**トイレや更衣室**など、地域クラブが共同で使用する場所については、生徒が気持ちよく使えるためにも汚さないように使用し、**地域クラブ間で分担を決め清掃**してください。
- 持ち込んだもの(ゴミ等)は、必ず持ち帰って下さい。

17

中学校部活動の地域展開

鍵について

鍵の引き渡し

- 地域クラブ活動が使用する学校施設の鍵等は中間支援団体が管理しています。地域クラブは中間支援団体より鍵等を受取(郵送対応不可)し、預り証へ署名します。

鍵の種類

- 受渡する鍵等は、概ね以下の通りですが、学校によって差異があります。

グラウンド・テニスコート

校門、倉庫、トイレ、更衣室

体育館・格技棟(武道場)

校門、体育館・格技棟入口

校舎棟

校門、校舎棟のスティックキー



18

中学校部活動の地域展開

セキュリティシステム

システムの概要

- 教職員不在時には校舎棟はセキュリティシステムが作動しています。作動しているエリアへ進入した場合、警備会社へ通報されます。誤って進入することがないようにして下さい。

校舎棟の使用について

- セキュリティシステムを解除するスティックキーを貸与します。
- 決められた出入口付近のシステム機器にキーを挿入すると、セキュリティシステムが解除され、同時に扉の電気錠が開錠されます。
- 職員室等の建物は解除されません。

スティックキー →

セキュリティシステムの例
赤色で囲った部分にシステムが作動



19

中学校部活動の地域展開

自転車利用について

主なルール

- 伊丹市では自転車通学が原則として禁止されています。そのため、活動場所の中学校までの移動に自転車を利用する場合は、一度帰宅することが必要です。
- 生徒等が学校敷地内で自転車に乗車しないよう指導するようにしてください。

ヘルメット着用指導の徹底

- 伊丹市では、転倒や接触事故のリスクが高い自転車を利用する生徒に対して、**ヘルメットの着用は安全確保の観点から必須**と考えています。
- 生徒に対するヘルメット着用の指導を行うことを指導者に周知し、活動の前後において駐輪スペースでの着用の声かけや確認を行うようにしてください。取り締まりを目的とするのではなく、あくまで生徒の命を守るための基本的な安全配慮として、地域クラブ内で共通認識を持っていただきたいと考えています。
- **全ての指導者へ伊丹市のヘルメット着用に関する考え方を確実に周知して下さい。**活動開始前の集合時や帰宅前の確認など、ヘルメットの着用指導を日常の運営の中に組み込み、地域クラブとして統一した対応が継続される体制づくりをお願いします。
- なお、今後、地域クラブにおけるヘルメット着用に関する指導状況について調査等を予定しております。

20

中学校部活動の地域展開

今後のスケジュール

2月	学校施設使用可能日のお知らせ
2月～	学校訪問、体験会等の実施、入会受付に向けた準備
4月～	入会受付
5月～	指導者より誓約書提出→指導者研修(オンライン、活動開始までに終了)
6月～	(スポーツ活動)活動場所の鍵の受け渡し
8月	(スポーツ活動)先行実施 → 9月 本格実施
※ 工事のため、9月まで一部の学校でグラウンド使用不可(工事に日程については3月以降にお知らせ)	
10月	(文化芸術活動)活動場所の鍵の受け渡し
11月	(文化芸術活動)先行実施 → 12月 本格実施

21

中学校部活動の地域展開

研修計画

全5回の開催を予定

第1回	1月10日・18日	登録地域クラブのルールと手続き、活動開始までのスケジュール
第2回【本日】	2月7日(土) 10～12時 伊丹市役所	地域クラブの運営に必要な書類作成、学校訪問 運営体制の整備、保険の加入、会費徴収システムのご紹介
第3回	3月17日(火) 18～20時 総合教育センター	入会手続き、指導者登録と研修システムの操作説明 規約の作成、会費徴収システムの操作説明
第4回	5月18日(月) 18～20時 伊丹市役所(予定)	活動場所の鍵の取扱、学校使用ルールの確認 中体連特例申請、決算書の作成
第5回	6月20日(土) 10～12時 伊丹市役所(予定)	会費徴収時の注意事項、学校開放事業書類の作成方法 施設利用調整の進め方、学校施設の工事

22